附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次条第四項及び附則第三条第三項の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前において支給すべき事由が生じた国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止については、なお従前の例による。

2　施行日前の期間に係る国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

3　施行日前に生じた第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第二十八条第一号の人事院規則で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする国家公務員災害補償法の規定による補償を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

4　前三項に定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前において支給すべき事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による公務遺族年金における遺族の範囲、支給の停止及び失権並びに施行日前において支給すべき事由が生じた同法の規定による弔慰金及び遺族に対する一時金における遺族の範囲については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十四条第二項の規定は、国家公務員共済組合法第四十四条第一項の場合において、公務遺族年金の受給権者が施行日以後に死亡したときについて適用し、公務遺族年金の受給権者が施行日前に死亡したときについては、なお従前の例による。

3　前二項に定めるもののほか、第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
財務大臣　片山さつき

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条　令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては令和九年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十五日とする。

2　令和九年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあっては同年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十四日までに、その旨を告示しなければならない。

3　統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4　統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第百十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条　前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一　都道府県知事の選挙　令和九年三月二十五日
二　指定都市の長の選挙　令和九年三月二十八日
三　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙　令和九年四月二日
四　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙　令和九年四月十八日
五　町村の議会の議員及び長の選挙　令和九年四月二十日

（公職選挙法第三十四条の二の適用除外）

第三条　公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

第四条　第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2　第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。この場合において、同法第百二十条第三項及び第百二十一条の規定は、適用しない。

3　前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。